

年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

年 月 日 兵庫県稲美町長 殿		整理番号	
住 所	〒	フリガナ	
		氏 名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。</p> <p>(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名		

受付団体名	兵庫県稲美町
-------	--------

# ワンストップ特例申請書の記入について

寄附金税額控除に係る申告特例申請書のうち、赤枠内の空欄をご記入ください。なお、本町からお送りした申請書については記載内容をご確認いただき、変更点がありましたら**赤色二重線**でご訂正ください。

年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

第五十五号の五様式（附則四関係）

年 月 日 兵庫県稲美町長 殿	整理番号
住 所	フリガナ
	氏 名
電話番号	個人番号
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定にこの特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に記入してください。

**枠内の寄付者情報をご記入ください  
（個人番号には、マイナンバー  
をご記入ください）**

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

## 1. 当団休に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみとする。以下に該当する場合は、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

**寄附をした年月日と金額をご記入ください**

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出した年の翌年1月1日以前に前年度分の確定申告書を提出する義務がない（地方税法第120条第1項の規定による特例控除）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出した年の翌年1月1日以前に前年度分の確定申告書を提出する義務がない（地方税法第120条第1項の規定による特例控除）の規定の適用を受ける者（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

**2つのチェックボックスの  
項目に該当する方のみ、  
特例制度の申請が可能です**

**確定申告をしない方はチェック  
をいれてください**

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、申告の特例の対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請をした自治体数が5自治体以下であると見込まれる者をいいます。

**寄付先が5自治体以下の予定の  
方はチェックを入れてください  
（回数ではなく自治体数）**

（切り取らないでください。）

年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住 所	受付日付印
氏 名	

寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ申請書）は、必要事項をご記入のうえ、**寄附した年の翌年1月10日まで**にご返送ください。

# ワンストップ特例申請書の添付書類 添付台紙

寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出する際、なりすまし防止の為に下記パターン④又はパターン⑤の書類の提出をお願い致します。以下に貼付けてご提出ください。（貼りきれない場合は、裏面に貼付けてください）

## パターン④ 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方

個人番号（マイナンバー）カード両面のコピーを貼り付けてください。（ほかの証明書類は不要です。）

のりしろ



のりしろ



## パターン⑤ 個人番号(マイナンバー)カードを持っていない方

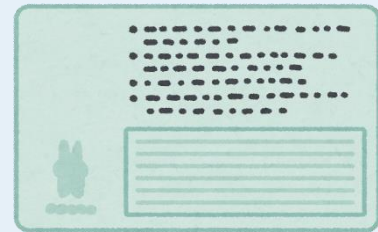
①・②の2種類とも書類のコピーを貼り付けてください。

①：個人番号の確認できる資料のコピー：番号通知カードまたは、住民票（個人番号入り）

のりしろ



のりしろ



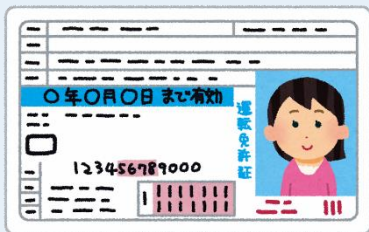
(\* 転居などの変更記載がある場合は、裏面もコピー)

②：身元確認資料のコピー：顔写真入り書類は1点、顔写真なしの書類は2点添付してください

【顔写真入り添付書類】  
運転免許証・パスポート・在留カードなど

【顔写真なし添付書類】  
健康保険証・年金手帳などを2点添付

のりしろ



のりしろ



(\* 転居などの変更記載がある場合は、裏面もコピー)

### 添付書類の注意点

- 申告特例申請書の記載されている住所と添付書類住所が一致している事
- 個人番号・身元確認書類は確認できる事（氏名及び住所又は生年月日）

【問合せ・送付先】

〒675-1115

兵庫県加古郡稲美町国岡1-1

稲美町経営政策部企画課政策・デジタル推進係

ふるさと納税担当 行

TEL 079-492-9130（直通） FAX 079-492-5162